

## 《HP掲載用見本》

申請者の情報がこちらに  
印刷されています。

神戸市建設局道路管理課

## 屋外広告物の更新許可申請等について（お知らせ）

平素は、本市屋外広告物行政にご協力をいただきありがとうございます。

さて、貴方が許可を受けている屋外広告物は、令和6年3月31日を以って許可期間が満了します。引き続き、広告物等を当該場所に掲出する場合は、神戸市屋外広告物条例第5条第3項の規定に基づき更新手続きを行っていただく必要があります。

なお、広告物等を除却する場合は、広告物等除却等届出書を提出してください。

※ これまでは広告物等の管理者様あてに更新許可申請等のお知らせをお送りしていましたが、より周知を図るため屋外広告物許可申請者様あてに送付しています。

なお、手続きを委任される場合は、封筒内の全ての書類を受任者に渡してください。

## 記

1. 提出書類（正本1部で可。代理人が手続きする場合は委任状に押印が必要。）

(1) 屋外広告物許可申請書（様式第1号） ※押印不要。同封の申請書を使用してください。

(2) 屋外広告物自己点検結果報告書（様式第1号の2）及び別紙A・別紙B

※右のQRコードまたは下部の神戸市HPより様式を入手してください。



(3) 点検者の本人確認書類の写し（別紙A→有資格者証、別紙B→顔写真付き本人確認書類）

(4) 現況カラー写真（申請書提出前3か月以内に撮影のもの）

(5) 景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト

※区域に該当し、広告物等に変更がある場合は右のQRコードより入手してください。



※ 提出書類の作成にあたっては、同封の記入見本及び「屋外広告物による危害の防止について（お願い）」「看板の点検ルールが変わりました!」をご覧ください。

※ 申請手数料について

原則、納付書による納付です。手数料確定後に納付書を送付します。

現金納付はできません。また、令和6年3月29日提出分までは神戸市収入証紙による納付が可能です。

2. 提出期限

令和6年3月29日（金）

3. 送付先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館7階

神戸市建設局道路管理課（屋外広告物担当）

TEL（078）322-6593（直通）

その他、屋外広告物に関するお知らせ等はQRコードよりHPをご覧ください。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/business/kaihatsu/okugai/01\\_kyoka.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/business/kaihatsu/okugai/01_kyoka.html)



# 屋外広告物による危害の防止について(お願い)

屋外広告物(看板)を設置・管理されている方には、看板を**良好な状態に保持する責務**があります。

看板は、雨や風、強い日差し等の厳しい自然環境により、部材の**腐食、ゆるみ、亀裂等**が発生している場合があります。

これらを放置しておく、看板が、**落ちる、倒れる、飛ぶ**といった事故につながるおそれがあり、これまでに**通行人が巻き込まれた非常に痛ましいケース**も他都市で発生しています。

もしも、看板が落下するなどし、第三者に被害を及ぼした場合、長年積み重ねてきた企業や店舗等の信頼を一瞬で失うことにもなりかねません。

このようなことにならないためにも、看板の**安全点検を定期的に行い、異常が発見された場合には早急に改善**を行ってください。

## 【屋外広告物条例に基づく自己点検】

屋外広告物の許可は、3年ごとに更新が必要となっており、**その際には「屋外広告物自己点検結果報告書」により広告物の異常の有無を調査・報告していただく必要があります。**

調査の結果、異常が発見された場合には、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去・改修等の適正な措置を講じてください。

看板の安全点検にあたっては、「**オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック**」(<https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001518143.pdf>)が参考になります。

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」  
QRコードはこちら ⇒



## 【特殊建築物等定期報告】

定期報告の対象建築物の所有者又は管理者が有資格者に調査をさせて、特定行政庁（神戸市）に報告する制度で、建築物の安全性を確保することを目的としています。

定期報告は3年ごとに行うものであり、**調査においては、外壁面に緊結された広告板の劣化や損傷の状況も調査する必要があります。**

調査の結果、要是正の指摘がありましたら、早急に改善してください。

## 【屋外広告物条例に関すること】

建設局道路管理課  
電話 078-322-6593

## 【特殊建築物等定期報告に関すること】

建築住宅局建築指導部安全対策課  
電話 078-595-6571